



6月の労協連の総会後から、協同労働の協同組合の法制化に向けた動きが加速している。

法の早期制定を求める地方議会の意見書採択が879議会（7月13日時点）へと広がる中で、「協同組合振興研究議連」と並行して5月に政府与党政策責任者会議の下に設置された「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」によるヒアリングが、6月20日、28日、7月5日と三度にわたって行われ、議員及び衆議院法制局と労協連、WNJ（ワーカーズ・コレクティブ・ネットワークジャパン）の参加で行われた。

「今秋臨時国会での成立をめざす」（与党議員）との決意で開催されたヒアリングでは、新法の必要性や企業組合など他法との関係、総会議決の方法、労働者性（労働基準法）、労働条件（就業規則、労働契約）の決定、出資配当・従事分量分配と非営利性、組合加入・脱退、賃金の算定、役員労働者性、基金の積立て、連合会の法人格など多岐にわたる質疑が行われ、今後1カ月かけて8月半ばには「あらゆる批判に答えられる法設計が必要」（法制局）との視点での法案骨子案（論点付）が作成される運びとなった。

参加した議員からは、新しい法律（協同労働の協同組合法）の必要性について「自分たちで働き方を決められるという協同組合が、これまでにあって当たり前

だったが、なかったということだ」との発言も行われ、新法の必要性があらためて確認されることとなった。

私たちは、法の制度設計にあたって、下記のポイントを基本に働きかけを行っている。

- ① 協同労働とは「働く者が労働条件を協同で決められる働き方」であること。
- ② 「協同労働の協同組合」は協同労働の働き方を保障するために、協同で出資して経営に参加し、協同して働く協同組合（非営利組織）であること。
- ③ 組合員は、労働基準法第9条の労働者（組合員が協同で設立した協同労働の協同組合の法人を使用者とし、その下で働く）であり、就業規則や労働契約などの労働条件は、総会または事業場での議決に基づいて決定するものとする。
- ④ 設立手続きは準則主義（届出制）とする。
- ⑤ 事業剰余の最優先処分を地域の就労創出の基金とする。
- ⑥ 協同組合の軽減税率を適用する。
- ⑦ 法人としての連合会の設置を認める。

2000年に「協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議」を結成してから17年を経て、市民発の法制定が今秋大きな山場となる可能性が高まってきた。

私たちは、働く者の協同組合を社会的

制度とすることで、市民が当事者として出資し、事業経営に参画しながら、地域社会の健全な発展のために働くことで、営利企業やNPO法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの問題を解決できる可能性があると考えている。

2010年4月14日、超党派の「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える」議員連盟の総会で確認・了承された「協同労働の協同組合法案(仮称)要綱」には、「この法律は、組合員が出資し、経営し、働く意志のある者による就労機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意志のある者がその有する能力を有効に発揮でき

る社会の実現に資することを目的とする」(法要綱案)と明記された。

私たちは、この法の目的を引き継ぎ、法制化の実現を通して、(1)地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献する、(2)自発的な就労機会を創出することで、困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができるものと考えている。

法制化を実現するためにも、私たちが38年の歴史をかけて確立してきた協同労働の協同組合の理念と原則、そして社会連帯経営による運動・事業の基本路線をより一層明確にし、住民主体の協同労働(の協同組合)プラットフォーム事業・運動の創出に向かっていきたい。